

施策の体系

新：新規事業 拡：拡充事業

第六期長期計画・調整計画 基本施策	施策	番号	区分	重点	事業
まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	健康づくりや食育支援の推進	1			健康づくりや食育支援の推進
	市民が主体となる地域活動の推進	2			まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進
		3			ボランティアの育成と活動支援の推進
		4		重点2	地域共生社会の更なる推進
	心のバリアフリー事業の推進	5		重点5	障害者差別解消の推進
		6	拡	重点5	心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実
		7		重点5	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進
	情報保障の充実	8	拡	重点5	情報保障の充実
生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	保健・医療・介護・福祉の連携の推進	9			在宅医療と介護連携の強化
		10		重点2	在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成
		11		重点2	地域移行・地域定着の支援体制の強化
		12			依存症対策の理解促進
		13	新	重点1	精神保健に関する相談体制の整備
安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	相談支援体制の強化	14		重点1	包括的な相談体制の機能強化と各機関の役割の明確化
		15	拡	重点1	相談支援事業所への支援
		16	新	重点1	分かりやすい相談窓口の周知
		17	新	重点1	精神保健に関する相談体制の整備【再掲】
		18		重点1	難病患者向けの相談支援体制の充実
	社会参加の充実	19		重点3	ゆるやかで多様な就労も含めた障害者雇用の推進
		20		重点3	障害者庁内実習の推進
		21	拡	重点3	就労支援ネットワークの強化
		22		重点3 重点4	通所後や放課後等の居場所の確保
		23		重点3	文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備
	地域生活支援の充実	24		重点2	ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備
		25		重点1	失語症者などの高次脳機能障害者への継続した支援
		26		重点2	地域移行・地域定着の支援体制の強化【再掲】
		27	新	重点2	住居に関する取組み
		28	新	重点2	通所先の確保にむけた検討
		29	新	重点3 重点4	通所後や放課後等の居場所の確保【再掲】
	成年後見制度の利用促進	30		重点5	成年後見制度の利用促進
	虐待防止の推進	31		重点5	虐待防止の推進
	見守りや孤立防止の推進	32			潜在的な支援ニーズへの対応
33				見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会との連携強化	
34				市民こころの健康相談事業の推進	

第六期長期計画・調整計画基本施策	施策	番号	区分	重点	事業
	災害時に配慮を必要とする市民への支援	35		重点2	在宅避難の推進
		36		重点2	在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成【再掲】
		37		重点2	福祉避難所の支援物品の充実
福祉人材の確保と育成に向けた取組み	市民の主体的な地域福祉活動に対する支援（人材の育成）	38		重点2	地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み
		39		重点4	ペアレントメンターの活用
		40	新	重点2	ピアサポーターの育成の検討
		41	新	重点2	時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築
	福祉人材の確保（人材の育成）	42		重点1	相談支援事業所への支援【再掲】
		43		重点2	武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携
		44		重点2	「介護職・看護職 Re スタート支援金事業」の継続実施
新しい福祉サービスの整備	障害者施設の利活用	45		重点4	肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の安定した運営
		46		重点2	時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築【再掲】
子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもへの支援態勢の強化	47	拡	重点4	地域療育支援体制の強化
		48		重点4	包括的支援体制の整備
	放課後等デイサービスの充実	49		重点4	放課後等デイサービスの質の向上
		50		重点4	肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の運営【再掲】
	保育士等の研修の充実	51		重点4	保育士等の研修の充実
	ペアレントメンターの活動支援	52		重点4	ペアレントメンターの活用【再掲】

計画の推進に向けて

- 障害に配慮したわかりやすい情報提供に努め、積極的かつ継続的に障害福祉制度の普及・啓発に取り組みます。
- 施策の内容や提供方法等について、障害当事者やその家族、関係団体の多様な意見やニーズをより明確に把握し、反映することに努めます。
- 障害当事者、障害福祉に関する事業者、学識経験者、市民等で構成される地域自立支援協議会と連携し、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。
- 庁内連携を強化して各施策の効率的かつ効果的な推進を図り、また、全ての市職員が、地域共生社会の理念に基づき職務を遂行することができるよう知識と意識を高めます。
- 今求められているニーズに対応し、未来への投資を実現していくため、各サービスの果たすべき意義や役割を定期的に見直していきます。
- 「武蔵野市ならではの地域共生社会」を推進するため、国・都に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。
- 計画策定後は、健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議に加え、地域自立支援協議会を通じて、各種施策の点検と評価、改善策の検討を行います。

重点的な取組み

重点1 相談支援体制の 充実

個々の障害特性に応じた支援を受けることができるよう包括的な相談支援体制を構築し、医療・福祉等の必要なサービスを受けられるように環境を整えることで、障害のある方の自立した生活を支えます。

【主な関連事業】

- ・包括的な相談体制の機能強化と各機関の役割の明確化
- ・相談支援事業所への支援
- ・精神保健に関する相談体制の整備
- ・分かりやすい相談窓口の周知

重点2 地域生活支援の 充実

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域の事業者や機関が面的な支援を行う地域生活支援拠点等事業に取り組みます。

【主な関連事業】

- ・ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備
- ・地域移行・地域定着の支援体制の強化
- ・住居に関する取組み
- ・通所先の確保にむけた検討
- ・時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築
- ・地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み
- ・在宅避難の推進

重点3 社会参加の充実

障害のある方が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加するため、様々な場面での環境整備、障害者雇用の促進に取り組みます。

【主な関連事業】

- ・地域共生社会の更なる推進
- ・就労支援ネットワークの強化
- ・通所後や放課後等の居場所の確保
- ・文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備

重点4 障害児支援体制 の充実

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくりを目指し、子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制の構築に取り組みます。

【主な関連事業】

- ・地域療育支援体制の強化
- ・包括的支援体制の整備
- ・放課後等デイサービスの質の向上
- ・肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス事業の安定した運営
- ・保育士等の研修の充実
- ・ペアレントメンターの活用

重点5 障害者差別解消 に向けた取組み の推進

誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちづくりを推進するため、障害者差別の解消や障害者虐待の防止に取り組みます。

【主な関連事業】

- ・障害者差別解消の推進
- ・心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進
- ・成年後見制度の利用促進
- ・虐待防止の推進
- ・情報保障の充実

武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 ～認め合い支え合うまちづくりをめざして～ <令和6（2024）年度～令和8（2026）年度> 中間のまとめ 概要版（案）

第六期長期計画・調整計画及び第4期健康福祉総合計画では「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げ、障害の有無に関わらず全ての人々が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目指しています。このような基本理念や障害の社会モデルの考えを取り入れた基本目標を定めるとともに、基本的視点として次の4点を掲げます。

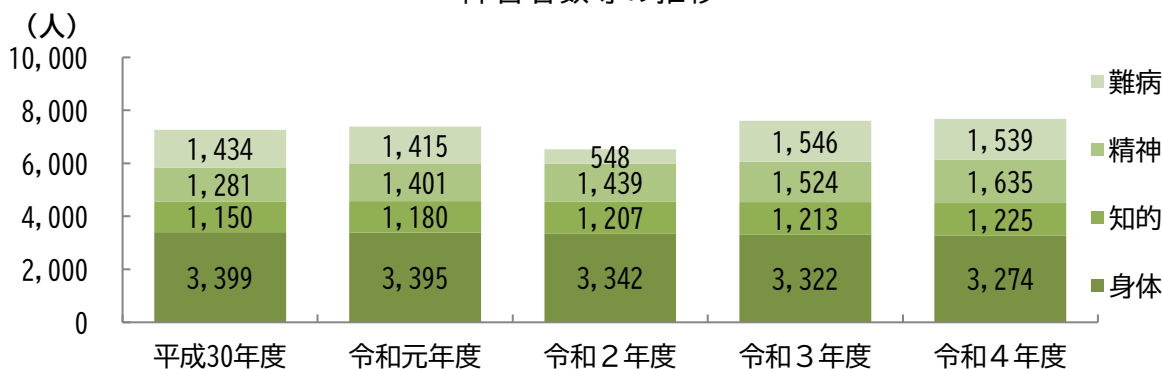
基本目標

障害のあるすべての人が 住み慣れた地域社会の中で
生涯を通じて安心して 自分らしい生活を送るために

基本的視点

- 1 障害のあるすべての人が自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実させます。
- 2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域全体で障害のある方を支える仕組みづくりを進めます。
- 3 ライフステージに応じた地域生活の選択が可能となるよう環境の整備を進めます。
- 4 広く市民の中で障害が正しく理解され、差別や権利侵害のないまちづくりを推進していきます。

< 障害者数等の推移 >



※各年度3月31日現在、各手帳所持者（重複含む）。難病については令和2年度は有効期限の満了日を延長する省令改正あり。

この中間のまとめについて、皆様の意見をお寄せください。

提出方法；意見提出フォーム、メール、FAX、郵送又は直接持参のいずれかの方法でご意見をお寄せください。
募集期間；11月16日（木曜日）から12月17日（日曜日）まで（必着）

◎ 意見提出フォーム；<https://logoform.jp/form/SK8e/399892>



- ◎ 郵送・持参の場合；〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 健康福祉部障害者福祉課宛
- ◎ ファクシミリの場合；0422-51-9239 健康福祉部障害者福祉課宛
- ◎ メールの場合；sec-syougai@city.musashino.lg.jp